

生活保護裁判連絡会第13回総会・交流会

うどんのうまい!
福祉に警察官配置の

今年が高松で!

全国生活保護裁判連絡会第13回総会・交流会開催要領

今年の総会は、下記の内容で、初めて四国・高松の地で行います。さる7月10日北九州市でまたもや生活保護を打ち切られた男性が餓死するなどショッキングな事件が発生しました。3年連続の餓死という異常な事態となっています。他方このような非人間的な生活保護行政を市民に取り戻す動きが活発化しているのもこの1年の生活保護をめぐる特徴です。四国・高松で明日の生活保護はどうあるべきか、大いに語り合ひましょう。

1 スローガン

「市民の力で貧困を絶つ! 取り戻そう 人間の尊厳と生きる権利を」

2 日時

2007年9月23日(日) 開場午前9時30分 開会午前10時 閉会午後4時

3 会場

香川県社会福祉総合センター(香川県高松市番町一丁目10番35号)

TEL 087-835-3334 FAX 087-835-4777

4 プログラム

【午前の部】

<記念講演> 「ワーキングプアと生活保護—社会連帯の構築に向けて—」

後藤道夫・都留文科大学教授(社会哲学・現代社会論)

<特別報告> ① 埼玉・ケース記録証拠保全と取り組み

② 東京・鈴木支援費訴訟

③ 北九州市での餓死事件、生活保護行政改善の取り組み

<基調報告> 竹下義樹(全国生活保護裁判連絡会議事務局長)

【午後の部】

<分科会>

第1分科会 生活保護基準・制度改正

(高齢加算、母子加算削減、リバースモーゲージ制度、法改正、等)

第2分科会 生活保護の運用・支援

(北九州市餓死事件、四国各地の事例、法的支援活動、等)

第3分科会 社会保障の危機と生活保護

(自立支援法の現状、国保・高齢者医療問題、ホームレス支援、等)

5 参加費・資料代(当日払い) ○参加費 500円 ○資料代 1,000円

6 申込・問い合わせ先

○全国生活保護裁判連絡会事務局 つくし法律事務所

〒604-0982 京都市中京区御幸町通り夷川上る松本町568 京歯協ビル3階

TEL 075-241-2244 Fax 075-241-1661 E-mail jinken@eagle.ocn.ne.jp

7 現地実行委員会 E-mail takamatusoukai@gmail.com

生活保護裁判連 ユース

第三号 二〇〇七年八月発行
○発行 全国生活保護裁判連絡会
○事務局 つくし法律事務所
(〇七五―二四一―二二四四)



現地からの歓迎のメッセージ
第13回総会・交流会への参加を心から
お待ちしておりますー

高松総会現地実行委員会 岩崎淳子

ワーキングプア問題が社会的に注目を集めるようになり、また、多重債務やホームレス問題、格差社会問題は実は貧困の問題として捉えていく必要があると考えられるようになってきました。このような中で生活保護制度の果たす役割はますます重要になってきています。しかし、生活保護基準の削減やリバースモーゲージ制度の導入など制度自体の趣旨を否定するような動きに加え、福祉事務所の現場での水際作戦や人間の尊厳を踏みにじるような取扱いが横行するなど、生活保護制度が正しく運用されていないという現実がみられます。このような現実が、困窮している人をさらに生み出しているのではないかと思えます。文字通り、生活保護制度は危機に瀕しているということができません。

高松市では、不正受給対策と称して2001年から保護課に相談係として刑務官と県警から出向した現職警察官が配置され、同伴した支援者を面接室に同席させないというおおよそ福祉とは無縁の体制がとられるようになってきました。保護行政は非常に厳しく冷たく、翌年は申請件数及び開始数が激減しました。

このような全国でも例を見ない異常な相談体制は各方面から批判を受け、日本弁護士連合会の第49回人権擁護大会においても高松市保護行政の実態が報告され

ました。このような動きの中で、警察官は一部撤退したものの、依然として支援者は面接室への同席を許されず問題は残されたままです。決して市民にとつてあたたかい保護行政になつているとはいえません。その上、保護課の警察官配置は他市にも波及しており、看過できない状況です。

このたび高松で、「市民の力で貧困を絶つ！取り戻そう 人間の尊厳と生きる権利を」をスローガンに総会が開催される運びとなり、大変心強く、深く感謝致しております。今回の総会・交流会が、高松市ばかりではなく、全国の保護行政が大きく変わる1歩になることと期待を抱かずにはおられません。また、これを機に、全国の方とネットワークを構築し、人間の尊厳と生きる権利を取り戻すために共に手を携えていくことができればと切に願っております。ぜひ、多くの皆様に高松においでいただきませうようお願いいたします。



生活保護問題対策全国会議、設立！

小久保哲郎（弁護士、生活保護問題対策全国会議事務局長）

本年6月3日、「市民の力で貧困を絶つ！」と題して、生活保護問題対策全国会議（代表・尾藤廣喜弁護士）の設立集会在京都アスニーで開かれた。定員400名の会場に500数十名が詰めかけ、廊下にまで人が溢れかえり、会場は熱気に包まれた。

集会の副題は、「社会保障運動と消費者運動の出会いと融合」。パネルディスカッションのテーマは、「金利引き下げ運動の知恵と力を貧困問題につなげよう」。これらのタイトルにもあらわれているとおり、当会議は、全国クレジットサラ金問題対策協議会（クレサラ対協）の関連団体として設立された。クレサラ運動といえは、規制緩和路線の嵐が吹き荒れる中、昨年、見事にアメリカ政府や業界団体の圧力をはねのけ、金利引き下げを勝ち取るという近年まれに見る快挙を成し遂げている。私は、ここ数年、「クレサラ

軍団」との交流を深めてきたが、実際、その行動力、組織力、団結力、戦略には感服させられる。とにかく「ノリノリ」で「イケイケ」なのだ。こうでなければ世の中は変えられず、こうであるからこそ実際に世の中を変えられたのだと思う。

そのクレサラ軍団が、「多重債務問題の背後に貧困あり」と気づいた。彼らの本隊を社会保障運動に引きずり込み、社会保障運動側は、彼らの運動の「ノウハウと根性に学ぶ」というのが当会議の設立趣意だ。

クレサラ運動の闘士である木村達也、宇都宮健児、新里宏二各弁護士などがパネルディスカッションで語ったことは、大変に示唆に富む。

- ① 被害実態を中軸に据え、それを前面に押し出すこと
- ② マスコミに意識的に働きかけること
- ③ 先進的な判決などの成果は、法律家や支援者出版物等を通じて広め共有すること
- ④ 集会、デモ、各地で訴訟提起するなど、とにかく「大騒ぎ」し続けること
- ⑤ 労働団体（中央労協等）や国会議員に対する働きかけをすること・・・

ないが、北九州の餓死事件があつたこともあり、マスコミ等からの問い合わせも多い。やはり「旗」を立ててアピールすることの効果は大きい。設立集会で示された方向性に間違いはないという手応えを感じている。「老舗」の生活保護裁判連はもちろん、日弁連にできた生活保護問題緊急対策委員会、首都圏をはじめ各地で設立が準備されている生活保護支援法律家ネットワーク、反貧困ネットワークなど連携しながら、大騒ぎして「ええじゃないか」運動を起せば、本当に世の中は変わるのではないかという気がし始めた。



指示の乱発で世帯を廃止するの保護の目的か？あの北九州市を相手に係争中！

深堀寿美（福岡・弁護士）

現在、福岡地方裁判所で北九州市の生活保護を巡って裁判を行っている。

概要をかいつまんて言うと、彼らは、当時、父親、母親、二女（高校中退、家出がち）、三男（高二）、三女（中一）の世帯。新しくこの世帯の担当になったCWは、平成15年6月10日、初対面での父親から暴力を振るわれたと濡れ衣を着せた。続く8月5日に、CWは福祉事務所に来所した父親、母親、二女に対し、独立した長男の住所を明らかにせよ、という指示をし、二女が家出をしていた際に、アルバイトした収入があり、これを収入申告していない、という事実について、調べるから、世帯全員の同意書（いわゆる包括同意書）を出すよう指示をした。父親は、長男の住所は詳細を覚えていないので、後日回答する、同意書については、後日返事をする、というて福祉事務所を辞していた。この日は、他にも、父親が福祉事務所に事前に連絡なしに通院した際の診療券を巡るやりとり、父親が独立した長男の自動車を借りて運転したことなどを一方的に指摘されたため、世帯は非常に感情を害していた。11日ころ、CWが自宅に来た際、世帯は、今日は帰って欲しいといって追い返してしまい、18日頃、福祉事務所から送られてきた郵便も母親が返送してしまつた。ただ、長男の住所については、長男に福祉事務所に明らかにするよう依頼し、長男自ら福祉事務所に連絡をしたりにしていた。ところが、福祉事務所は、母親が返送した郵便にて、これら長男の住所を明かすことと、同意書を提出することの「文書指導」を行っており、これに世帯が従わないとして、25日付けの

郵便で28日までに弁明をするこ
と、という文書を発送した。書留で
送られたこの文書は、28日まで
に世帯によって受領されることな
く時は経過し、福祉事務所は「期限
が切れた」として29日に、30日
付けで指導指示違反により保護を
停止する、という処分を行った。と
ころが、さらに、福祉事務所が、こ
の停止処分の文書を世帯自宅に持
参した折、世帯が「居留守を使っ
た」として、福祉事務所は当該文書
を郵便で送ったが、たまたま実家
に戻ってきた長男が、自らが
電話をした折に福祉事務所と酷い
対応を受けたことから、また、自ら
の住所に関する文書が福祉事務所
から届いているのだと思い、長男
名でこの文書を受け取り拒否して
しまった。世帯は、文書による指導
指示も受けておらず、弁明の機会
も無く、決定文書も入手できず、何
が何だか分からないまま、保護を
受けられなくなったため、9月に
入ってすぐ福祉事務所を訪問した。
そして、長男が返送した文書を改
めて受領するとして申し入れ、同
意書であれば、この場で書くから
保護をもらえるようにして欲しい
と頼んだ。が、担当CWは一切これ
を拒絶した。

指示を行った」とし、保護世帯が
受領したかどうかも確認せずに、
弁明の機会通知書を形式的に郵便
で送りつけたことをもって、「弁
明の機会を保障した」とし、現実
には世帯の手に渡っていないこと
が明らかなのに、これまた保護停
止処分決定書を郵便で送ったこと
を持って、「書面による処分の通
知」を行ったとして、保護停止処
分を敢行した保護停止処分と、②
その後、保護は再開されたもの
の、この件や、自らの体調不良、
子どもへの引きこもりが重なった
こと等で心身に疲れ切っている
母親に対し、執拗な就労指導を行
い、また、引きこもりのために高
校も一年生で中退せざるを得な
かった子どもに対しても形式的な
就労指導のみを行って、最後に文
書による「就労指導指示」を行っ
たが、母親とこの引きこもりの1
7歳の子どもが就労しない、とい
うことを理由に、義務教育中の子
どもやすでに就労指導に従って就
労ができるようになっていた父親
も含め、世帯全体の保護を廃止し
た処分を2件を争っている。

当初は、長年にわたって、両親
が就労できていない、子どもたち
も家出したりして親の意に沿わな
い、と多くの問題を抱えた世帯
の、しかも、CWの訪問を拒否し
たり、福祉事務所の文書を送り返
したりした、という事件なので、
なかなか世間の共感を得られず、福
祉事務所を攻めきれないのではな
いか、と尻込みした。

しかし、福祉事務所は、とにかく、
この世帯を保護から追い出すために、
挑発し(暴力の濡れ衣)、指導指示を
形式的なものにしてしまい(乱発)、
それに形式的に従わない(乱発)、
それを見ない、ことをもって、「指導指
示違反」に追い込み、弁明の機会もな
く、形式的に保護停止に追い込み、さ
らに、引きこもりの子を抱える世帯
に「自己責任」として、働かないこと
だけを取り上げて、働けるように
なった父親、中学生の子どもも含め
て保護廃止に追い込んだ。この北九
州市の福祉事務所方が、世帯の問題
より大きな問題を抱えていることは
認識し、とにかく原初の弁護士は
「怒って」はいた。一方で、さて、ど
うしたもんか、と攻め倦ねてもいた。

しかし、訴訟が進行するにつれて、
福祉事務所のあまりにもあんなりな
形式的運用は、綻びもはらんでいる
ことに弁護士団で気付き、現在、その点
を追及し、主張を重ねて行っている。

また、折しも、同じ北九州市で生活
保護の申請拒否等により、餓死事件
が多発することもあって、全国的に
北九州市の悪名が上がった。それを、
追い風にして、最後の主張の詰めを
行い、今秋から、担当CWらの証人尋
問に入っていくことを予定している。

原告ら両親、弁護士団、がんばりま
す。ご声援をお願いする次第である。



反貧困ネットワークの結成に向け

弁護士 舟木 浩

1 今年の3月24日、東京ウイ
メンズプラザで「貧困」をテーマに
歴史的な集会が開催されました。
シングルマザー、障害者・病者、多
重債務被害者、野宿者、高齢者、派
遣労働者、外国人DV被害者、ネッ
トカフェ難民など様々な境遇に置
かれた人々が、「貧困」という共通
のテーマのもと一同に会したので
す。250名を予定した会場に4
20名もの人々が参加し、会場は
ものすごい熱気に包まれました。
9名の当事者が多数の聴衆を前に
壇上にあがり、それぞれが自分自
身の声で自らに重くのしかかる
「貧困」を語りました。当事者の発
言は、様々な問題が一人の人間に
折り重なるように生じ、「貧困」に
落とし込まれていく現実を突きつ
け、自己責任では決して片づけら
れない社会の仕組みが存在するこ
とを痛感させるものでした。当事

者の体験から発せられた悲痛な
訴えは、参加した多くの人々の
胸を打ちました。

2 3月24日の集会后、「反
貧困」の運動はさらに発展しま
した。貧困問題を政治課題とさ
せるため、参議院議員選挙告示
前の7月1日、反貧困ネット
ワーク準備会が主催し、東京の
社会文化会館で第二弾の集会が
開催されました。参加者は3月
24日の集会よりも増え、63
0名に達しました。この第二弾
の集会では、「反貧困キャン
ペーン」を打ち出し、集会前後
に開催される参加団体の様々な
イベントをキャンペーンの一環
として位置づけました。「ピン
キー」というオバケのキャラク
ターをキャンペーンの象徴と
し、様々なイベントに一体感と
連帯感をもたせながら運動を展
開しました。「ピンキー」のバッ
ジやTシャツなど、グッズも製
作、販売し、のぼりや会場費等
の財源としながら運動を展開し
ています。

集会当日は、「作られた対立
を越えて」というテーマのも
と、「年金生活者と生活保護利
用者」などこれまで分断されて
きた当事者からの発言がなさ
れ、政治的に利用されてきた不
幸な対立構造を超えて連帯して
いく必要性が確認されました。

また、「反貧困キャンペーン」に参加した各団体から創意工夫に富んだ活動報告と決意表明もなされました。集会後には、にぎやかな音楽を流し、多彩なシユプレッヒコールを挙げながら、集会会場から日比谷公園まで首相官邸や霞ヶ関の界限を通って300名がデモ行進をしました。

暗い集会をイメージして参加した学生の中には、たくさんのおぼりが乱立し、にぎやかな音楽が流れる様子に驚き、「自分も参加できる」と感想を述べた人もいたようです。社会保障分野につきまとう暗いイメージを一新する今回の運動は、反貧困キャンペーンに参加した団体のみならず、さらに幅広く一般の市民を巻き込んでいく展開を期待させるものでした。今回の参議院議員選挙の結果は、このような運動によって「貧困」に対する市民の問題意識が広がったことも一因となっているはずです。

3月24日の集会については、『賃金と社会保障』2007年6月下旬号(1444号)の特集で全記録が掲載されています。また、7月に明石書店から出版された書籍『もうガマンできない! 広がる貧困一人間らしい生活の再生を求めて』では、3月24日集会当日の当事者の発言とそれを敷衍する解説がまとめられています。是非、ご購入のうえ、ご一読下さい。今回紹介した活動についてもっと詳細に知りたい方は、ホームページ(Url: /

www.k5.dion.ne.jp/hinky/)をのぞいてみて下さい。反貧困ネットワーク準備会の実行委員は、多分野にわたる多数の団体から参加しており、それぞれの関連団体にリンクが張られています。きっと視野を広げることができると思います。

7月1日の第二弾の集会後、反貧困ネットワーク準備会は、更なる運動の深化を目指して準備を進めています。今後の展開にもご期待下さい。

反-貧困

ANTI-POVERTY CAMPAIGN

生存権訴訟について

弁護士 吉田雄大(京都)

老齢加算・母子加算の削減廃止は生存権侵害であるとして、削減廃止処分の取消を求める「生存権訴訟」は、2005年4月に京都府で初めての提訴(老齢加算)がな

されてから以降、各地で次々と提訴された。2007年8月6日現在、提訴の早いところから順に京都、秋田、広島、新潟、福岡、東京、青森、兵庫の全国8地域で、原告111名(老齢108名、母子3名)について審理がおこなわれている。

老齢加算は1960年に創設され、高齢者の特別需要を満たすものとして存続してきた。また、母子加算の創設は1949年と古く、当初は戦災未亡人を念頭にした制度として、その後はひとり親世帯のさまざまな需要を満たすものとして存続してきた。これらの加算の必要性については、1980年から83年に中央社会福祉審議会において検証作業が行われ、認められてきたのである。

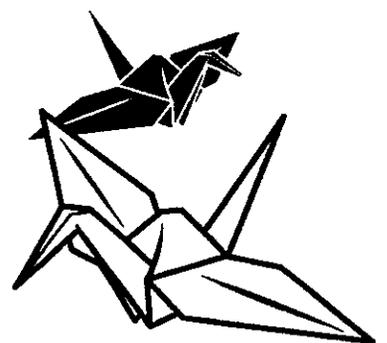
しかし、国は三位一体改革の号令、生活保護予算削減の至上命題のもと、老齢加算、母子加算の削減を目標み、2003年8月、「生活保護制度の在り方に関する専門委員会」を設置して検討作業に入らせた。専門委員会内では加算の必要性が多くの委員から述べられたが、結局は単純な消費支出額の比較(低所得層における60代と70歳以上の比較や、一般低所得母子世帯と被保護母子世帯の比較等)の比較によって得られたデータが根拠とされ、老齢加算、母子加算の見直しが必要だとの結論が導かれた。

専門委員会の報告を受け、老齢加

算については2004年4月から毎年4月、計3回にわたって削減された。また、母子加算についても、中学卒業後の子を持つ世帯は2005年4月から、それ以下の子の場合には2007年4月から、それぞれ毎年4月、計3回にわたって削減されている(後者の削減廃止についても、今後各地で訴訟が起こされる見通しである)。

しかし、加算の削減・廃止には、膨大な漏給を無視していること、代替策が講じられていないこと、さらには検討作業の前提となるデータの作成経緯に疑義があること等、多くの問題点があり明らかに違法である。各地の弁護士はこれらを鋭く追及し、進捗についてある程度のばらつきはあるものの、現在の訴訟の到達点としては、主張整理が概ね終了しつつあり、来年早々には証拠調べが各地で始まる見通しである。つい先日にも全国弁護士会議を東京で開催し、学者証人の分担や判決に向けた取り組みなどが活発に議論された。

また、生存権訴訟を支える会についても、全国各地に組織されたほか、今春には全国組織も発足し、署名活動、リーフレットの普及、集会的開催等の活動を行っている。いよいよクライマックスを迎えようとしている生存権訴訟に対し、ますますのご支援をお願いいたします。



日弁連の生活保護問題緊急対策委員会の設置と今後の活動
事務局 竹下義樹

1 日本弁護士連合会(日弁連)は2006年10月5日・6日に北海道釧路市において人権擁護大会を開催し、その1日目のシンポジウムの1つとして「現代日本の貧困と生存権保障―多重債務者など生活困窮者支援と生活保護の現代的意義」を行いました。このシンポジウムでは、暉峻淑子先生の講演によってわが国に貧困が拡大し、格差社会が深まりつつあることが明確にされ、パネルディスカッションにおいては、生活保護をめぐる権利侵害によって生存権が奪われ、死亡事故という痛ましい事件が全国各地に発生していることなどが明らかにされました。そして、日弁連はその大会において「貧困の連鎖を

断ち切り、すべての人の尊厳に値する生存権を実現することを求める決議」を採択し、今後の貧困根絶に向けた取組を決意しました。

2 日弁連は、大会後直ちに貧困問題、とりわけ生活保護による生存権保障をすべての人に実現することを目指した常設委員会の設置の検討に入りました。その結果、本年3月の日弁連理事会において「生活保護問題緊急対策委員会」(以下、対策委員会)の設置が承認され、4月以後に人選を開始しました。ようやく人選も進み、委員長等の役員体制も内定し、7月10日に第1回委員会を開催するところまでこぎつけました。対策委員会の特徴は、これまで生活保護問題と取り組んできたグループと多組んできた弁護士を中心に構成され、全国の各ブロックからの推薦や関連専門委員会からの推薦メンバーをも含めた幅広い委員構成が特徴です。委員長には消費者問題の雄ともいべき大阪の木村達也弁護士が就任し、副委員長には京都の尾藤廣喜弁護士とこれまで労働問題や人権問題と取り組んできた滝沢香弁護士が選出されました(なお、付け足しとして私目も副委員長の1人です)。事務局長には昨年の人権大会シンポジウムで実行委員会の事務局長をも務めた河野聡弁護士(大分)が就任し、事務局

長を支えて実質的に対策委員会を切り盛りしていく事務局次長には、小久保哲郎(大阪)、猪股正(埼玉)などのそうそうたるメンバーが加わっています。

3 対策委員会が発足した直後に、またもや北九州市で生活保護から閉め出された50代の男性が「おにぎりがたべたい」と書き残して餓死するという悲しい事件が発生しました。生活保護をめぐる自殺や餓死事件は全国的にも広がっています。北九州市は突出して3年連続で4〜5名の餓死者が出ています。対策委員会は早速日弁連会長声明によつてこの異常事態を糾弾し、速やかな改善を求める活動に着手しました。そして、対策委員の事務局を中心に、声明文案がメールで論議され、本年7月13日に日弁連平山正剛会長による談話が公表されました。

展開することになります。

5 日弁連という公益団体が、そして全弁護士が加入している組織において生活保護をめぐる問題が常設委員会を設置してまで継続的に取り組まれることになったことの影響は、大いに期待したいと思えます。国に対する交渉、社会に対するアピール、全国的なネットワークの構築といったこれまでにない質の高い活動がおこなわれることは間違いありません。



本会会員名簿の目的外使用に関するお詫びと今後の管理体制について

事務局長 竹下義樹

本会は生活保護の健全な発展と個々の生活保護利用者の権利を守ることを目指し、13年間にわたり活動をしてきました。この間、数多くの方々からご理解とご協力を賜り、活動の範囲を広げてくるとともに、会員数も200名近くまで増えて来ましたが、本年5月に会員の一部の方に多大なご迷惑をおかけする事態が発生しました。それはすでにご存じの方もおられるとは思いますが、小川政亮先生の「小川政亮著作集」が大月出版から出版されるにあたり、本会の会員名簿が目的外使用された結果、名簿に登録された皆さま方に同著の案内が無限定に配布されるという事態が発生したことです。

当職は会員の一部の方から小川著作集の注文書の送付を受けたことに対する疑問と抗議の連絡をいただき、上記のとおり案内が配布された事実を知るに至りました。

そこで、直ちに上記編集委員会に対し、事実経過を問い合わせた結果、以下のような事実が判明しました。

1 小川政亮著作集の編集委員会は、出版を促進するための実行委員会を組織することとなり、お声をかけられる人を実行委員候補としてリストアップして、お手紙で実行委員会参加とご購入の意思を伺うという形をとることになりました。当職もその賛同者として出版に協力することとなり、その際、本会会員のうち、編集委員ないし実行委員のメンバーが面識のある本会会員に対し賛同者として呼びかけをするため、当職から本会会員のデータを提供しました。

2 ところが、本会の名簿を使用する際、編集委員ないし実行委員それぞれが責任をもって知人ないし了解を得た人をリストアップする作業を正確に行わなかったため、本会の名簿が無限定に使用される結果となってしまいました。

これは事務局長である当職が不用意に名簿を編集委員会に提供したことと上記出版を担当した実行委員会の不注意が競合した結果であり、その責任は当職にあります。会員のみなさまの個人情報をも目的外使用してしまうという重大な過ちを犯したことを反省し、事務局長として会員のみなさまに深くお詫び申し上げます。

今後こうした過ちが二度と発生しないよう、名簿の管理を徹底していきたく思います。

